

平成30年度 職員提案応募用紙

受理日	2018/8/17
受理番号	平30-54

標 題	職員の居住誘導策としての通勤手当・住居手当の支給	
提案を総括すべき課		
改善前	改善後	
<p>通勤手当は、片道2キロメートル以上であれば、5キロメートル未満から40キロメートル以上までの区分により支給されている。</p> <p>住居手当は、自己所有、賃貸に区分して支給されている。</p>		<p>通勤手当は、市内の通勤に要する手当のみを支給する。例えば、小田原駅から鉄道を利用している場合は、渋沢駅～秦野駅の経費、小田原から自動車を利用している場合は、通勤経路で秦野市内に入ったところからの距離を適用する。</p> <p>住居手当は、市内在住者と市外在住者で手当を区分する。</p>
改善効果	実践状況	
<p>選挙事務、地区配備隊、国勢調査などの地域密着型の業務の割り当てが、年々減っていく市内在住職員に偏っていたものが、平準化される。ネット等の普及により、市内に住んでいても、多面的・客観的に本市の現状を把握することができるため、地方公務員として、市内への居住を促すという、給与上ではなく人事上の考えがあるのか、明確にする意義がある。</p> <p>海老名市や鎌倉市では、既に住居手当を差別化している。以前、通勤手当について、同趣旨の提案をしたところ、「条例の規定がない」という、本制度を理解していない回答であった。</p>	<p>提案内容を既に実践している場合はここにチェックを↓</p>	

※写真等の添付可